

「研修会等利益補償保険」のご案内

引受保険会社:メディカル少額短期保険株式会社

補償概要①



■保険の内容

この保険は、医療・福祉系職能団体が主催する学会や研修会の参加予定者が、公共交通機関の遅延・欠航、自然災害、本人や親族の死亡・病気等の不測の事態により研修会等に参加できなかった場合に、主催者に<u>見込んでいた参加費収入の減少を補う目的の保険です。(イベント保険(興行中止保険)のように、開催の中</u>止に伴う各種費用損害を補償する保険ではございません。)

用語	定義
研修会等	契約者が主催する研修会、講習会、学会、資格試験等をいいます。
欠席する	同一研修会等の日程に一日も出席できないことをいいます。
参加予定者	研修会等の参加申し込み締切日時点で参加の申し込みをしている者をいいます。

■メリット

この保険をご契約いただくことで、予期せぬ災害等で大幅に参加者が減った場合の収益の減少をカバーすることができます。また後述の包括契約を締結することにより、一定期間に実施される研修会等を、計画に基づいて予め包括して契約することが可能になります。これによって研修会等を都度契約する手続きを簡便化することができ、また契約漏れを防止することができます。

■例えばこんな場合に

- ・研修会の参加予定者が予定していた航空機が台風の影響で欠航となり、参加できなくなってしまった。
- ・学会の参加予定者の配偶者が亡くなった為、学会に参加できなくなってしまった。

補償概要②



■保険金をお支払いする場合

被保険者が主催する保険証券記載の研修会、講習会等(以下「研修会等」といいます。)の参加予定者が、 以下に定める突発的な事由によって当該研修会等に参加できなくなったために被保険者が被る損害(当該参加予定者の参加費収益を喪失することによって被る被保険者の損害)に対して保険金を支払います。

- (1) 研修会等の参加予定者が当該研修会等に参加するために搭乗しているまたは搭乗予定の公共交通機関 のうち運行時刻が定められているものが遅延または欠航もしくは運休する
- (2) 研修会等の参加予定者が死亡する、入院する、または手術を受ける
- (3) 研修会等の参加予定者の居住する建物が次の事由で罹災する
 - ・火災、落雷、破裂または爆発
 - ・風災、ひょう災または雪災
 - ・台風、洪水または高潮
- (4) 研修会等の参加予定者の居住する地域が災害救助法の適用を受ける
- (5) 研修会等の参加予定者が犯罪被害に遭う
- (6) 研修会等の参加予定者の2親等以内の親族が入院する、または手術を受ける
- (7) 研修会等の参加予定者の3親等以内の親族が死亡する

補償概要③



■保険金をお支払いできない主な場合

次のいずれかに起因する事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いできませんので予めご承知おきください。

- (1) 研修会等の参加予定者の故意もしくは重大な過失または法令違反
- (2) 前頁に記載の「お支払いする場合」に定めのない事由により参加できない場合
- (3) 理由の如何を問わず研修会等が中止になった場合
- (4)戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)
- (5) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- (6) 核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下同様とします。) もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- (7)原子力発電所の運転停止に起因する電力不足もしくはこれに起因する停電(予定された停電を含みます。)またはそれらの恐れ

補償概要4



■お支払いする保険金の額

お支払いする保険金の額=お支払いの対象となる欠席者数×参加費

- (減少を免れた参加費収益の額+事故または損害が生じたことにより支出を免れた金額+事故または損害が生じたことにより他人から回収した金額)

※ただし、1,000万円を上限とします。

■保険期間

ご契約日(保険始期日)から研修会等の最終日(終期)まで

■保険料

以下の算式により確定いたします。

保険料=参加予定者の人数(注1) × 一人当たりの参加費 × 0.0762円(注2)

(注1) 研修会等の参加申し込み締切日時点で参加の申し込みをしている者をいいます。

(注2) 一回の研修会等の参加費総額が9千万円を超えた場合、保険料が下がることがあります。

<保険料例>

参加費7,000円のA研修会の参加予定人数が148人である場合

保険料=148人×7,000円×0.0762

= 78,940円(10円未満四捨五入)

お申し込み方法①



- ■ご契約者(=被保険者) ご契約者は研修会等を主催する医療・福祉系職能団体等です。
- ■ご契約に当たって必要な書類 保険契約申込書(研修会名、開催日時、開催場所、申込締切日における参加予定者の人数、参加 費の額等を記載)
- ■保険料のお支払い方法 ご契約締結と同時に銀行振込によりお支払いください。
- ■お申込みに当たってのご注意 参加申し込みの締切日が設定されていない研修会等はご契約できません。

お申し込み方法②



【包括契約について】

一定期間に開催される研修会等をまとめて一つのご契約として締結することができます。包括契約の流れは以下の通りです。

- ①研修会等の年間スケジュール(研修会名、開催日時、開催場所、参加予定者の見込人数、参加費の額)等のご提出に基づいて、弊社で暫定保険料を算出し、ご契約者に払い込みいただきます。
- ②毎月決められた日に、前月に終了した研修会等の確定情報(研修会名、開催日時、開催場所、参加予定者の人数、参加費の額)をご報告いただきます。
- ③包括契約の最後の研修会等の確定報告に基づき、期間中の確定保険料を算出し、①で払い込み頂いた暫定保険料との差額を精算いたします。
- ※支払事由が発生したら、その都度保険金をご請求いただけます。

保険金のご請求方法



保険金お支払いの対象となる事故が発生した場合は、速やかに取扱い代理店にご報告の上保険金をご請求ください。

【保険金ご請求に必要な書類】

- ①保険金請求書
- ②当該研修会等の参加予定者名簿と当該研修会等に参加できなかった者の氏名及び欠席理由

【保険金ご請求に当たってのご注意】

- *参加予定者名簿に記載のない者の欠席はお支払対象となりません。
- * P 4 に記載した「お支払いする場合」に該当しない理由により欠席した場合は、お支払対象となりません。

お問い合わせ先・事故発生時のご連絡先 引受保険会社



お問合せ先・事故発生時のご連絡先: (取扱代理店)株式会社メディクプランニングオフィス 〒104-0033 東京都中央区新川2-22-6 SJIビル2F

フリーダイヤル: 0 1 2 0 - 5 1 7 6 5 2 (土日祝日を除く9:00~17:00)

引受保険会社:メディカル少額短期保険株式会社

〒104-0033 東京都中央区新川2-22-2 新川佐野ビル4F 電話:03-5244-9681 (土日祝日を除く9:00~17:00)

※ 少額短期保険業とは、保険業のうち、保険期間が2年以内の政令で定める期間以内であって、保険金額が1,000万円を超えない範囲内において政令で定める金額以下の保険のみの引受けを行う事業をいいます。メディカル少額短期保険(株)は2017年7月12日に登録した少額短期保険業者です(登録番号:関東財務局長(少額短期保険)第78号)。